

地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会（第3回）の審議要旨

- 1 日時 平成21年7月16日（木） 14:00～15:10
- 2 場所 山口県庁 4階 共用第5会議室
- 3 出席者 三浦房紀委員長、三島正英委員、磯部昌毅委員
魚谷礼子委員、齊藤敏枝委員

（委員会の内容）

I 橋口新産業振興課長挨拶

5月18日に開催された第2回の委員会では、中期目標（案）について、ご審議をいただき、適当であると意見をとりまとめていただいた。県としては、6月定例県議会に上程し、議決をいただいたことを受け、法人に対して中期目標の指示を行ったところである。これらにかかる手続きを円滑に進めることができたことに対し、改めて、お礼を申し上げます。

本日は、「中期計画」にかかるご審議をよろしくお願ひしたい。法人化は、多様な企業ニーズに迅速、的確かつ機動的に対応し、企業支援の強化を図ることが最大の目的である。このような観点を含め、様々な角度から忌憚のない意見をいただきたい。

II 報告

第2回審議要旨、中期目標の指示について
→ 資料1, 2により、事務局から説明

III 議題

中期計画について
→ 資料3, 4により、事務局・法人から説明

中期計画について 委員 委員長 事務局 センター

《事務局・法人からの資料説明後、審議》

- 中期計画の中には、剰余金が発生した場合には、施設等の改善に充てると記されている一方で、予算、収支計画の中では、剰余金はゼロとなっている。この関係はどうなっているのか。
- 独法は、基本的に利益を上げることを想定していないので、予算上は、ゼロということになる。執行段階で効率化及び自己収入の増等により、剰余金が発生すれば、一定の手続きを経て、中期計画に記された用途に充てるということとなる。

- 貸借対照表は、中期計画に載せていないのか。
- 中期計画に記載される事項として貸借対照表は、法定されていない。貸借対照表は、事業年度毎の財務諸表の中に記載していくこととなる。
- ◆ 国立大学法人会計も企業会計とは異なる。大学では資産の再取得のための引き当てができないので、建物・機器類等の更新は、目的積立金を積み立てておき、それをもとに行っているが、資産の再取得のための引き当て金という考え方はあるのか。
- ◇ 目的別基金については、評価委員会意見を聞いて、県の承認を受ければ使用が可能となるが、次期中期計画期間に基金のままで繰り越すことはできないこととなっており、国のスキームと変わらない。

毎年度の予算計画で管理する中で、余剰金が発生するような場合には、県内企業にとって有用な機器整備等の取組に充てたいと考えている。
- ◆ 企業会計と異なり、段々、施設設備等を整えていくということが難しい。しっかりした計画を立てて執行していかないとクオリティの高い施設設備を保つことが難しくなるので、各年度の執行及び余剰金の使途には、この点に留意してもらいたい。
- 運営費交付金については、基礎額から毎年1%ずつ減らし、その分を外部資金等の自己収入で賄うという設計を行っているところ。
- ◆ 運営費交付金の一定の削減は、やむを得ないが、職員が努力したら、その分だけその職員の研究意欲や県内企業をサポートするやりがいなどのインセンティブに繋がるようなお金の使い方や仕組みづくりをお願いしたい。
- 今後、検討していきたい。
- 剰余金の使用については、評価委員会の意見を聞いた上で、手続きを行うのか。
- 法律上、そのような仕組みとなっている。
- 年度毎の業務実績や評価により、職員の努力によって剰余金が発生したと認められれば、剰余金を使用してよいと考える。
- 評価においては、中期計画において、どこまでの項目を評価対象とするのか。
- 今後、中期計画の認可の後、法人より年度計画が提出されることとなる。この年度計画は、中期計画を更にブレイクダウンしたものであるため、この年度計画の項目も踏ま

えて、評価委員会における評価対象を中期計画のどこの項目までとするか、検討をしたいと考えている。

● それぞれの評価項目には、容易なもの、困難なものがあると思うので、それらをどう取り扱うのかを検討されたい。

● 特定型独法で身分が公務員という中で、定数管理は、法人が行うのか。独法が機動的な対応をしたい時に、どこまで法人にその裁量があるのか。

□ 基本的に、法人に裁量がある。

◇ 定数管理という観点からすると、増員という要素は薄いと考えている。裁量が発揮されるのは、むしろ配置や組織体制の構築の面であり、組織をスクラップ・アンド・ビルドしたり、新たな分野に取り組みたい場合には任期付研究員や臨時職員を活用するといったことを、手当できる予算の中で行いたいと考えている。

● 中期目標の中に予算の弾力的執行とあるが、弾力的な執行により余剰金を発生させ、次年度に繰り越すことができるということか。

◇ 県の予算は、議会の議決を経て、旅費、備品といった使途がこと細かに決められており、この区分を変更するにあたっては、補正予算を組むなどの手続きが必要となるが、独法においては、使途を特定しない運営費交付金が支給されるため、予算の流用や傾斜配分等、必要な時に必要な資金を予算の範囲内で自由に使うことができるもので、こういった観点から、予算の弾力的執行と記しているところである。

□ また、県では単年度予算主義で年度をまたがる契約はできないが、独法では、複数年契約が可能である。

◇ 今年度は、独法化のメリットを生かすということで各グループに使途を特定しないで、研究費を配分するという事も試みているところであり、こういった取組も法人化により取り組むことが可能となったことである。

◆ 国立大学においても、使途を特定しない総枠の研究費を教員に配分するといったことが法人化により可能となった。センターにおいても、お金の使い方は自由になる。無駄を少しでもなくすということが法人化の目的でもある。

◆ 法人化すると、独自の危機管理が非常に重要となってくる。例えば、建物の保険加入、弁護士の選任などが考えられるが、センターはどのように対応していくのか。

◇ 保険については、加入しているが、弁護士の選任まではしていない。危機管理につい

ては、安全衛生管理や透明性の高い業務執行を中期計画に掲げており、まずは、そちらをしっかりと取り組んでいきたい。

- 職員の評価制度の構築とあるが、どのような制度を考えているか。
- ◇ 特定型独法であり、公務員であることから、成果を上げた者に対して、処遇を上げるということが難しい面があるので、なにがしかのインセンティブを与えたいと考えている。制度としては県に準拠したい。
- ◆ 研究の評価は難しい面がある。
- ◇ 研究については、最終的には技術支援につながるものでなければならない。そういった観点からも評価をしたいと考えている。
- ◆ 試行・フィードバックを繰り返していかないと評価制度の構築は難しい。
- 各年度計画については、具体的な取組をしっかりと書き込んでいただきたい。
- ◆ 中期計画については、委員会の意見を適当とし、文面の表現については、委員長一任としてよろしいか。

《各委員了承》

IV 山田産業技術センター理事長挨拶

職員一丸となって中期計画に掲げる効率的な執行ができるよう取り組んでまいります。

実績等も見えていただきながら、今後とも、是非、アドバイスを賜りたい。